

2 相続人の欠格・推定相続人の廃除をめぐる紛争

◆概 説

1 相続人の資格を争う制度

民法では、被相続人と一定の身分関係がある者を相続人と規定しているため、相続人の範囲（誰が相続人であるか）は、民法の規定する相続人としての身分関係の有無によって決まることになります。

また、我が国では、身分関係は戸籍によって確認されることから、民法の定める被相続人と一定の身分関係が戸籍により確認されれば、相続人となります。

もっとも、現実には、相続人としての身分関係を有する人の中にも、相続人としての権利を与えることが妥当でない人が含まれることもあります。

すなわち、被相続人や他の相続人の生命又は被相続人の遺言行為に対して違法な侵害をした相続人については、相続権が奪われます（相続人の欠格）（民891）。

また、被相続人に対して虐待行為等を行った推定相続人については、被相続人の意思に基づき、相続権を剥奪する制度があります（推定相続人の廃除）（民892）。

手続については、相続人の欠格も推定相続人の廃除も、裁判手続を経る必要があります（相続人の欠格については民事訴訟、推定相続人の廃除については家庭裁判所の審判）。そのため、相続人の欠格を理由に相続人の資格を奪うためには、法定の欠格事由（民891各号）を立証する必要があり、推定相続人の廃除についても、法定の廃除事由（被相続人に対する虐待・重大な侮辱、推定相続人の著しい非行）（民892）を立証する必要があります。

また、推定相続人の廃除効果については、これらの制度の趣旨に鑑みれば、欠格事由、廃除事由に該当する者にだけ発生させるべきであるため、これらに該当した者についても代襲相続が発生します（民887②）。

2 相続人の欠格

相続人の欠格事由は、①被相続人や他の相続人の生命への違法な侵害行為（民891一・二）と②被相続人の遺言行為に対する違法な侵害行為（民891三～五）の2つに分けられますが、②の方が、実務で争いになる件数が圧倒的に多く、かつ解釈上の問題もあり、

紛争が長期化する傾向もあると思われます。そこで、後記の設例では②の点についてのみ扱います。

3 推定相続人の廃除

推定相続人の廃除については、条文上要件が「虐待」「重大な侮辱」「著しい非行」と抽象的であり、解釈の幅が大きいため、多くの審判例が出されていますので、参考になる事例を紹介します。

○生前贈与の特別受益該当性と持戻免除の意思表示の有無が問題となる場合

設 例

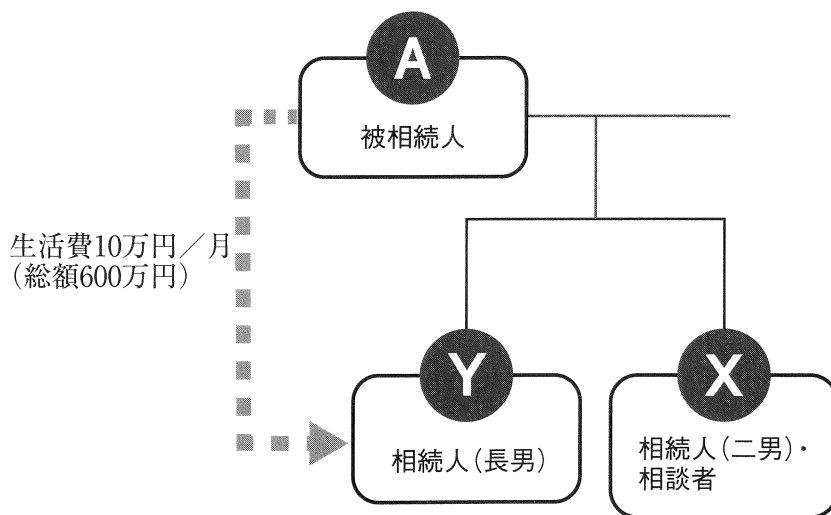
被相続人Aが亡くなった。相続人は、Y（長男）と相談者X（二男）の2人である。次の2つの場合、どのようなことが問題になるか。

設例(1) Yは高校卒業後、進学もせず、定職に就かず収入が少なかったことから、生前Aより月10万円程度の生活費の贈与を継続して受けていた。その贈与の総額は600万円にのぼる。

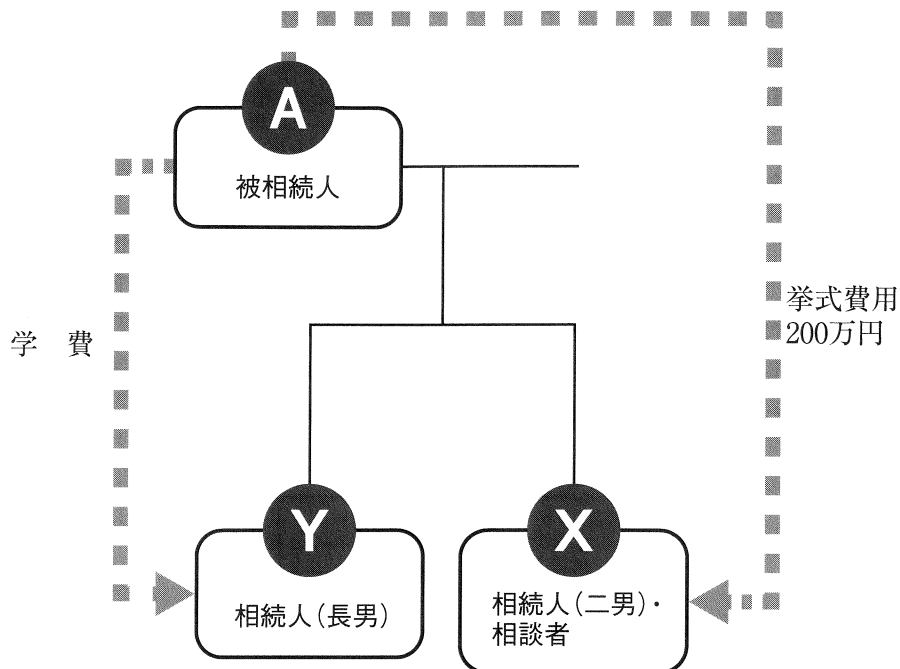
Yが受けていた上記総額600万円にのぼる生活費の贈与は、持戻しの対象となるか。

設例(2) Xは、現在の配偶者と結婚する際の挙式費用（200万円）をAから出してもらっている。他方、Yは大学（国立大学文学部）を卒業しているところ、その学費の全額をAが負担していた。遺産分割に際し、Yから、上記200万円の挙式費用の援助が特別受益に該当すると主張されている。上記200万円の贈与は、特別受益として持戻しの対象となるか。また、YがAから受けていた学費の援助は、持戻しの対象となるか。

（設例(1)について）



(設例(2)について)



ポイント

1 設例(1)について

本設例のように収入の少ない子に対する1か月10万円の贈与という金額からすると、月額贈与額は扶養的金銭援助の範囲内と解され、「生計の資本」としての贈与とは言い難く、Xの生活費1か月10万円(総額600万円)が持戻しの対象であるとする主張は認められないと思われます。

2 設例(2)について

(1) 特別受益該当性

九五九

Xが、挙式費用として受けた200万円の贈与は、形式的に見て「婚姻のための贈与」に該当するため、特別受益性が認められる可能性があります。

他方、高校卒業後の学費は、子供の資質・個性等に応じた親の子に対する扶養の一内容として支出されるものであり、遺産の先渡しとしての趣旨を含まず、特別受益に当たらないとされることが多いです。したがって、Yが受けていた学費は、そもそも特別受益に該当しないと認定される可能性が高いと思われます。

(2) 持戻免除の意思表示

また仮に、挙式費用や学費が特別受益として評価し得るとしても、本設例のように、X・YそれぞれがAから何らかの援助を受けてきたような事情がある場合には、特別受益が相続人間の実質的公平を図るための制度であることに照らせば、本設例については、それぞれの贈与について、Aの持戻免除の意思表示が認められ、持戻しの対象とならない可能性があります。

実務解説

1 特別受益として持戻しの対象とされる贈与

民法903条1項は、持戻しの対象とされる財産を「遺贈」及び「婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として」受けた生前の贈与と規定しています。

したがって、「遺贈」については、その目的に関わりなく全て持戻しの対象になりますが、他方、生前の贈与については全ての生前贈与が持戻しの対象となるわけではなく、「婚姻」のための贈与、「養子縁組」のための贈与、「生計の資本」としての贈与に限られています。

このように、生前贈与のうち、特定の贈与のみを特別受益とみなしたのは、

- ① あらゆる贈与を特別受益とみなすと、計算が煩雑になること
- ② 被相続人の通常の意味を推察すると、少額の贈与は特別受益とみなされるべきではないこと

が理由として挙げられます。

2 生計の資本としての贈与

(1) 立証責任の所在・立証方法

「生計の資本」としての贈与の有無・内容について、当事者間で意見が一致しないときは、特別受益の存在を主張する者が、

- ① 贈与の合意がなされた事実
- ② 上記贈与が生計の資本としてなされたことを立証することが必要になります。

①については、本来であれば贈与の意思表示を示す証拠を探すことになりませんが、相手の特別受益を立証しようとする側がそのような資料を入手できることはほとんどないと思われるため、その前提として贈与に該当することが推認される経済的利益の移転を立証することになるでしょう。例えば、被相続人名義の預金口座の取引履歴を取り寄せ、特定の時期において、その他の時期と異なるイレギュラーな入出金を特定して、「贈与を推認させる経済的利益の移転」を立証していくことになります。

次に、②については、「贈与の金額」「贈与の趣旨」から当該贈与が「生計の基礎として役立つような贈与」であったか否かを判断します。

この点、居住用不動産の贈与や当該不動産取得のための金銭の贈与は、実務上、「生計の資本」と認定されています。他方、月数万円程度の生活費の援助の場合、確かに「生計の」役に立っているものの、短期間で費消されてしまうことから「資本」と評価することが困難であり、かつ、親族間の扶養義務の範囲内の贈与と評価できる場合も多いため、特別受益該当性が否定されやすい傾向があります。少額の援助が長期間継続してなされて累計額が多額となったとしても同様の傾向があります。

(2) 「生計の資本としての贈与」該当性で問題となることが多い事例

ア 生活費の援助（扶養義務との関係）

民法上、直系血族及び兄弟姉妹には扶養義務が定められています（民877）。特別受益の持戻しは、相続人間の均衡を調整するために「相続分の前渡し」に当たるような特別な贈与を対象としているため、扶養義務の範囲内でなされた贈与については、特別受益には当たりません。

この点、少額の贈与が比較的長期間にわたって多数回なされ、その総額が多額になった場合には、各贈与時において、親族間の扶養的金銭援助と考えられる一定金額を推計し、当該金額以下の贈与であるか否かの観点から特別受益性の検討がなされることになります。下記東京家裁平成21年1月30日審判（家月62・9・62）は、「親族間の扶養的金銭援助と考えられる一定金額」について、「月10万円」と判示していますが、この金額は、扶養権利者の要扶養状態や扶養義務者の扶養能力との間で相対的に決せられるべきものであるため、実際の事件では、この点の立証が非常に重要になると考えられます。

以上から、本設例(1)の場合、Yの受けていた月10万円の贈与は、Yの収入が低かったことも考慮すると、生計の資本とはいえず、持戻しの対象にならないと思われます。

- ▶CASE ○相続人の一部が、成人し就職した後も、30歳で結婚するまで親元で生活し、住居費の支出を免れるとともに、両親から食事のサービスを受けていたことについては、特別受益には該当しないとされた事例。

(大阪家審平19・2・8家月60・9・110)

- 被相続人から相続人の1人に対する継続的な送金のうち月10万円に満たない部分は親族間の扶養的金銭援助にとどまり生計の資本としての贈与とは認められず、月10万円を超える部分について生計の資本としての贈与と認めた事例。

(東京家審平21・1・30家月62・9・62)

イ 学資の贈与

高校卒業後の学費（大学、専門学校、留学等）が、特別受益に当たるか、扶養義務の範囲内に含まれるかについては、被相続人の生前の資力、社会的地位、他の相続人との比較等諸般の事情を考慮して判断されることになります。

とはいえ、昨今では、子供の資質・個性等に応じた親の子に対する扶養の一内容として支出されるものであり、私立の医科大学の入学金のように特別に多額なものでない限り、子の資質・能力に応じた親の子に対する扶養義務の履行に基づく支出であり、遺産の先渡しとしての趣旨を含まず、仮に特別受益として評価し得るとしても、特段の事情のない限り、被相続人の持戻免除の意思表示（後記4参照）が推定されると考えられています。

したがって、本設例(2)の場合、Yの受けていた国立大学の学費は、特別受益に該当せず、持戻しの対象にならないと思われます。

- ▶CASE ○被相続人の子供らが、大学や師範学校等、当時としては高等教育と評価できる教育を受けていく中で、子供の個人差その他の事情により、公立・私立等が分かれ、その費用に差が生じることがあるとしても、通常、親の子に対する扶養の一内容として支出されるもので、遺産の先渡しとしての趣旨を含まないものと認識するのが一般であり、仮に、特別受益と評価し得るとしても、特段の事情のない限り、被相続人の持戻免除の意思が推定されるものというべきである。

(大阪高決平19・12・6家月60・9・89)

3 婚姻のための贈与

民法は、共同相続人の中に「婚姻のための贈与」を受けた者がいる場合には、その贈与についても特別受益として持戻しの対象とすべきと定めています（民903①）。

しかしながら、裁判例を俯瞰すると、婚姻のための持参金や支度金、結納金や挙式費用について、特別受益性が認められたものは多くありません。

特別受益に該当しないとする理由として、それぞれの金額がそれほど高額でない場合には、そもそも「扶養の範囲内」としての贈与であり、特別受益性が認められないとされています。

その他、共同相続人間で同程度の援助がなされていた場合には、後記4にて詳述する黙示の持戻し免除の意思表示を認めるのが相当であると解されています。

したがって、本設例(2)の場合、Xの受けていた挙式費用200万円は、形式的には特別受益に該当します。ただし、扶養の範囲内として持戻しの対象にならない、又は黙示の持戻しの免除が認められる可能性もあると思われます。

▶ CASE 【婚姻のための贈与が特別受益に該当すると認められた事例】

○結婚披露宴の費用、金63万4,126円及び嫁入道具47万4,250円の贈与について、これらは相続人の特別受益額と認められるとされた事例。

（長野家審昭57・3・12家月35・1・105）

【婚姻のための贈与が特別受益に該当しないとされた事例】

○被相続人の配偶者を除くその余の相続人は被相続人から教育のための学資、婚姻費用等の経済的援助を受けており、その額の程度に多少の差異があるようであるが、これらは被相続人が生前その時の経済力に応じて父親としての愛情に基づき配慮したもののようとうかがわれるので、通常の扶養の延長としてこれに準ずるものと見るのが相当であり、特別受益として遺産の額に加算しないとされた事例。

（福岡家小倉支審昭56・6・18家月34・12・63）

○再婚した際の2度の挙式費用を被相続人に出してもらったとしても、他の共同相続人もそれぞれ被相続人に出してもらったことが

認められるから、特に相続人のみが、その種の特別受益をしているわけではないとされた事例。

(名古屋高金沢支決平3・11・22家月44・10・36)

4 持戻免除の意思表示

(1) 持戻免除の意思表示とは

被相続人から共同相続人の一部に対して特別受益に該当するような贈与が行われていた場合であっても、当該贈与が「遺産の前渡し」という趣旨ではなく、「遺産とは別に特定の相続人に対して特別の利益を与える趣旨で贈与・遺贈をした」場合には、持戻免除の意思表示があったものとして、特別受益の持戻しが免除されます(民903③)。

(2) 持戻免除の意思表示の方法

遺贈の場合には、遺贈自体が要式行為であることに照らし、持戻免除の意思表示についても、生前贈与の場合と比較して、より明確な意思表示の存在が認められることを要すると考えられています。したがって、遺贈の場合の持戻免除の意思表示は、遺言によってなされるべきであるとするのが多数説です。

他方、生前贈与の持戻免除については、その意思表示の方式に特段の定めはありません。被相続人は、贈与と同時に、又は、その後に明示又は黙示の方法で行えばよいとされています。

実務において持戻免除の意思表示の有無が争点となる典型例は、被相続人が明示の持戻免除の意思表示をすることなく亡くなった場合に、黙示の持戻免除の意思表示を推認できるか否かという場合です。

このような場合には、

- ① 贈与をした経緯
- ② 贈与の趣旨
- ③ 贈与後、被相続人が受贈者から利益を得ていたか

といった諸般の事情を考慮し、当該贈与相当額の利益を他の相続人より多く取得させるだけの合理的な事情が認められるか否かを判断していくことになります。

裁判例を俯瞰してみると、配偶者(妻)への特別受益については、これまでの妻としての働きに報い、その老後の生活の安定を図るためにしたものであるとして、黙示的意思表示の存在を認めたものも見受けられます。

▶ CASE 【遺贈の場合】

○特別受益の受益者が、黙示の持戻免除の意思表示の存在を主張した事案において、本件特別受益は遺言によるものであるが、本件遺言には持戻免除の意思表示は記載されていないこと、仮に、遺言以外の方法で持戻免除の意思表示の存在を認定することができるとしても、生前贈与の場合に比べて、より明確な持戻免除の意思表示の存在を要すると解すべきであることに加え、本件特別受益不動産の価額は、相続開始時点における相続財産の価額の4割であることから、黙示の持戻免除の意思表示の存在を認定するには、相続人間の公平の要請を排除するに足りる明確な持戻免除の意思表示の存在が認められることが必要であるとして、持戻免除の意思表示が認められなかった事例。

(大阪高決平25・7・26判時2208・60)

【生前贈与のうち、持戻免除の意思表示が肯定された事例】

○強度の神経症を患い入退院を繰り返していた長女と、長女の面倒を見ていた配偶者に対して、被相続人が当該2人の生活の安定を図ろうという目的で贈与した株式(生前贈与)について持戻免除の意思が黙示的に表示されたものと推認された事例。

(東京高決昭51・4・16判タ347・207)

○被相続人が二男に土地建物の購入資金を贈与したのは、長男の復員の結果、二男には出ていってもらわなければならない申し訳なから出た贈与であるという特別事情が存在したのであるから、上記贈与には特別受益の持戻免除の意思が含まれていたものと認められるとした事例。

(鳥取家審平5・3・10家月46・10・70)

【生前贈与のうち、持戻免除の意思表示が否定された事例】

○被相続人が借地権を有する土地について、被相続人の生前に共同相続人の1人が新たに地主と借地契約を締結したにもかかわらず、被相続人が異議を述べなかったのは、上記借地権を生計の資本として贈与したものであるから、特別受益に当たるとした上で、持戻免除の黙示的意思表示があったと認めるに足りる合理的な事情はないとして、相続人からの持戻免除の主張が退けられた事例。

(東京家審平12・3・8家月52・8・35)

PLUS POINT

○特別受益がある場合の税務上の取扱い

相続税の申告と納税は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に行われなければならないが、遺産分割がなされていなくても申告期限は延びません（相税27①）。

そのため、贈与の特別受益該当性が問題となって申告期限までに遺産分割が完了しなかった場合、民法上の法定相続分又は包括遺贈の割合に従って財産を取得したのものとして相続税の計算をして、申告と納税を行います（相税55）。

その後の遺産分割で特別受益を加味して具体的相続分を確定して遺産分割が完了したときに、その遺産分割に基づいて計算した税額と、先に申告した税額が異なるときは、実際に分割した財産の額に基づいて修正申告又は更正の請求をすることができます（相税55ただし書・31～33）。

修正申告は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額の方が多い場合に行い、逆に初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が少ない場合には更正の請求をします。

なお、更正の請求は分割があったことを知った日の翌日から4か月以内となります（相税32①）。

また、修正申告又は更正の請求の際には、各種の税額軽減特例を適用できますが、特例の適用ができるのは、原則として当初の相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して税務署へ提出しておき、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合に限られます（相税19の2②等）。